

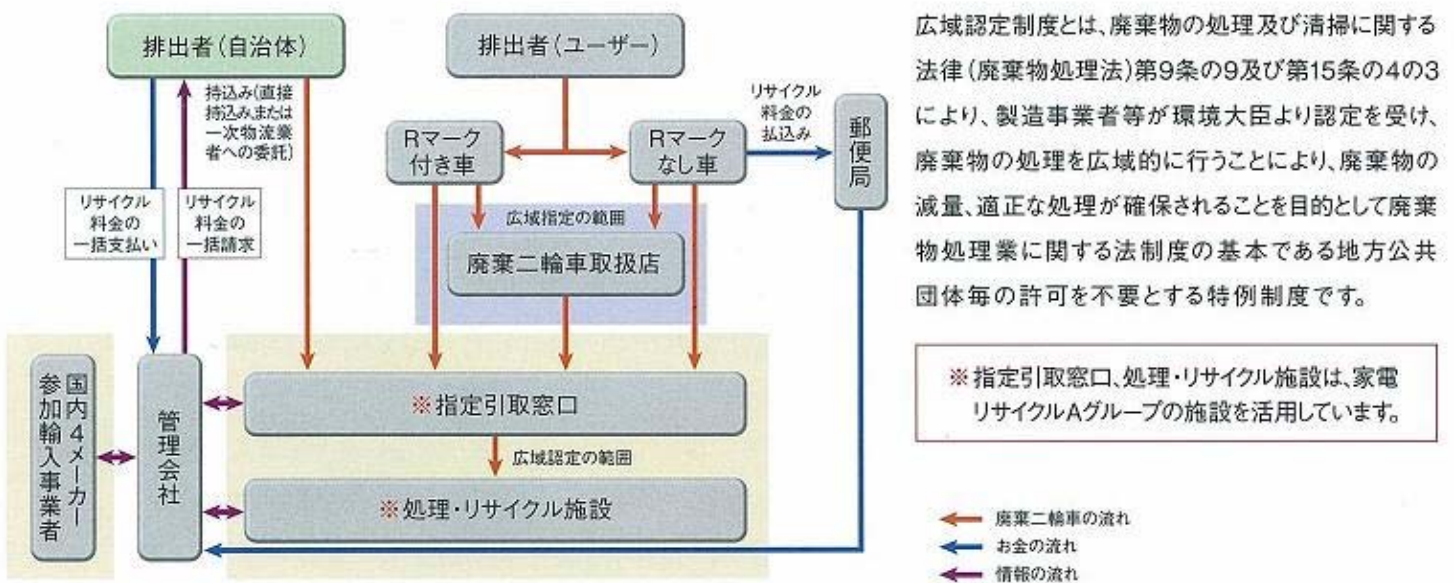


二輪車リサイクルシステム(自主取組み)の概要

- 国内二輪メーカー4社及び参加輸入事業者12社(以下、参加製造事業者等)は、廃棄二輪車について指定引取窓口、処理・リサイクル施設を設置し、リサイクルネットワークの運営・管理を行います。
- 参加製造事業者等は、新たに販売する車両にリサイクルマークを付して販売します。
(システム稼動以降、順次リサイクルマーク貼付車への切替えを実施し、05年9月末までに生産または、出荷するすべての国内販売車両をリサイクルマーク貼付車に切替えを完了しました。)
- リサイクルマーク付きで販売された二輪車が廃棄される時には、費用徴収せずに引取ります。
(収集・運搬費用は別途必要。)
- システム稼動前に販売した二輪車(リサイクルマークなし)は、廃棄時に参加製造事業者等の設定するリサイクル料金を排出者にお支払いいただきます。ただし、2011年10月以降は、リサイクル料金を徴収せずに引取ります。(一部輸入事業者を除く。収集・運搬費用は、別途必要。)
- 廃棄二輪車の物流・情報管理は「二輪車リサイクル管理票」に基づき行います。



二輪車リサイクルシステム(自主取組み)のフロー



広域認定制度における引取りルールの考え方

- ◆ 本システムは、広域認定制度を前提としているため、広域認定を申請する際に定めた持込みパターンでの対応となります。
- ◆ 広域認定制度で認められたフローでは、原則として、排出者が、自ら廃棄二輪車を、回収拠点(指定引取窓口または登録販売店)に直接持込むことになっています。ただし、自治体の場合、自治体自らに加えて委託業者(収集・運搬業者)が、指定引取窓口へ持込むことも可能です。また、指定引取窓口への委託(引取り)も可能です。〔「二輪車リサイクル管理票」の排出者名には、自治体の担当部署名をご記入ください。〕
- ◆ また、自治体が廃棄二輪車を産業廃棄物として排出し、収集・運搬業者に委託する場合は、指定引取窓口までの運搬に関して、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付が必要となります。(広域認定範囲内である指定引取窓口以降は、廃棄物処理法で定められた「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」は不要とされており、代わりに「二輪車リサイクル管理票」を用います。)